

入院医療費の計算方法変更について

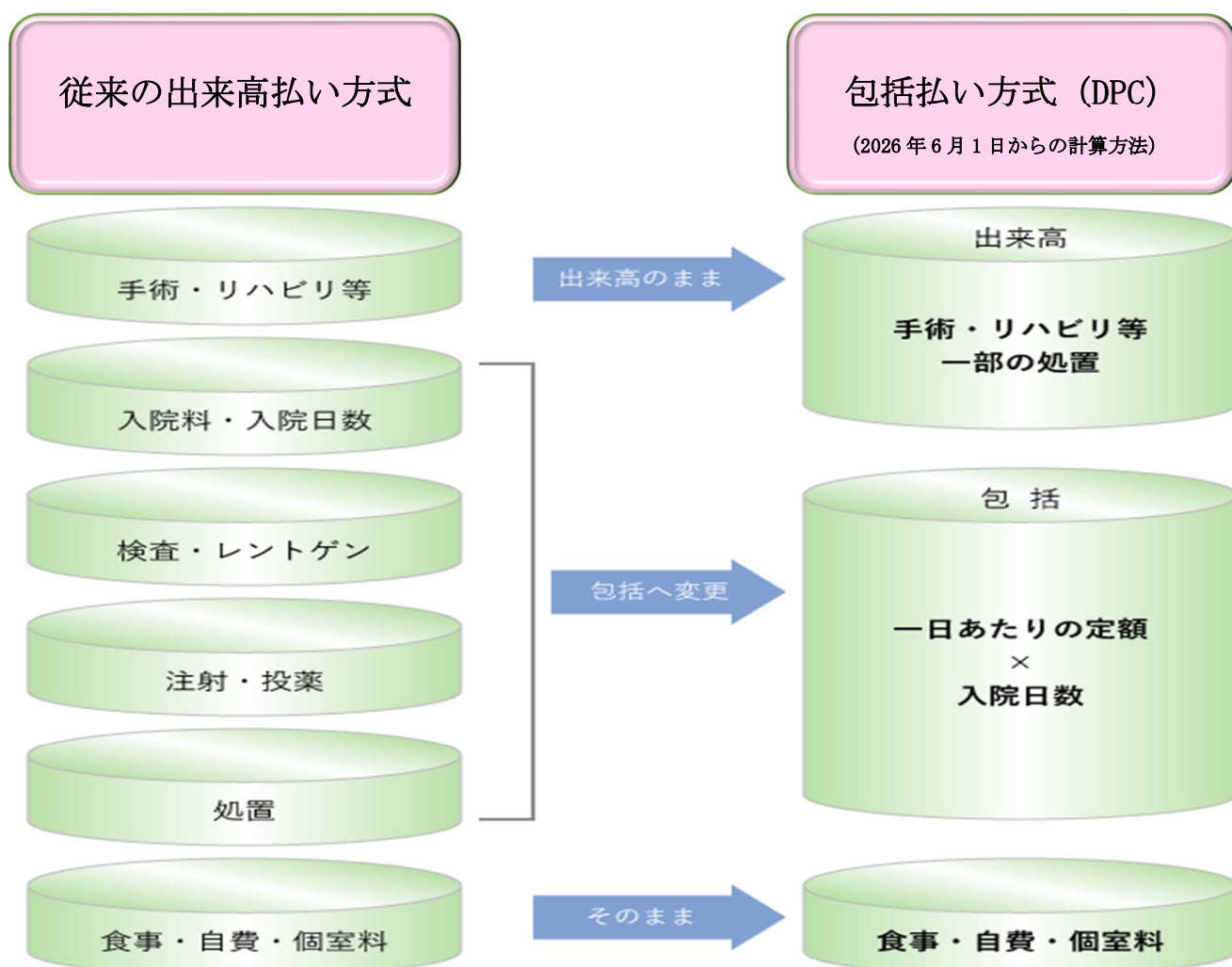
(2026 年 6 月 1 日から)

当院は、2026 年 6 月 1 日より「DPC（診断群分類包括評価）」方式を用いた入院医療費の算定を行う病院となります。これに伴い、入院医療費の計算方法が一部変更となりますので、ご案内いたします。

■ DPC方式 【包括払い方式（DPC/PDPS）】とは

従来の入院医療費の計算方法は、診療で行った検査や注射、手術などの料金を積算して、診療費を計算する『出来高払い方式』でした。

包括払い方式（DPC/PDPS）とは、医療の質の向上・標準化を目指した国の制度であり、あらかじめ国が定めた診断群（病名と診療行為の組み合わせ）ごとの1日当たりの定額医療費（包括評価部分）と、定額医療費に含まれない手術や一部検査、処置等、従来通りの出来高払い方式（出来高評価部分）を組み合わせた新しい制度です。（下図参照）



D P Cに関するQ & A

Q：全ての入院患者さんがD P Cの対象となるのですか？

A：一般病棟（3階・4階 79床）へ2026年6月1日以降に入院開始となる患者さんが対象となります。（D P C対象外の場合を除く）

ただし、2026年6月1日以前から入院されている方で、6月1日以降も引き続き入院される方は5月と同様の出来高計算を行います。

なお、4階【地域包括ケア入院医療管理料2（10床）】と5階【緩和ケア病棟入院料2（20床）】に入院される患者さんは従来通りです。（D P C制度の対象となりません）

※D P C対象外の場合

- ・労務・公務災害、交通事故（自賠責）等の場合
- ・治験・先進医療等を受ける場合
- ・病名と治療内容によりD P C対象外となる場合
- ・入院期間が一定期間を超えた場合
- ・入院後24時間以内に亡くなられた場合
- ・特定入院料を算定することとなった場合

Q：医療費の支払い方法は変わりますか？

A：基本的に月ごとの支払い（退院のときは退院日）であることに変わりはありません。

また、自己負担金の支払いも従来通りとなります。

公費負担医療（重度心身障害・ひとり親家庭・難病等）についても従来通りの適用となります。

Q：入院医療費の限度額認定や高額療養費制度の取扱いはどうなりますか？

A：限度額認定、高額療養費制度の取扱いは従来と変わりません。引き続き利用できます。

Q：食事療養費、個室代はどうなりますか？

A：食事の費用や個室の費用は、これまで通り負担していただくこととなります。従来どおりの計算となります。

Q：医療内容「診断」「治療」「処置」「看護の質」「検査」「投薬」など変わりますか？

A：これまでどおりで、医師の判断に基づいて行われます。医療費の「計算方法」が変わるのみです。

Q：入院医療費の支払方法は変わりますか？

A：患者さんの一部負担金のお支払いは基本的に変わりません。入院中は月 1 回（月末締め）の請求となります。退院時は今までと変わらず退院時の請求となりますが、退院日において入院中の会計が一部できない場合などは後日請求となることもあります。

Q：外来の医療費は変わりますか？

A. 変わりません。DPC 方式は入院医療費のみが対象です。

お問い合わせ先

1 階の医事課（入院係）へお尋ねください。

ご不明な点などございましたら、職員が丁寧にご説明いたします。